

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	附属品のくず化その他の処分命令
概要	市長は、附属品検査又は附属品再検査に合格しなかつた附属品がその附属品が装置される容器に充てんする高压ガスの種類又は圧力を変更しても第49条の2第4項の規格に適合しないと認めるときは、その所有者に対し、その附属品が装置される容器をくず化し、その他容器として使用することができないように処分すべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第56条第4項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・ 高压ガス保安法第56条第4項 前3項の規定は、附属品検査又は附属品再検査に合格しなかつた附属品について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「これに」とあるのは「その附属品が装置される容器に」と、「第44条第4項」とあるのは「第49条の2第4項」と、前項中「について3月以内に第54条第2項の規定による刻印等がされなかつたとき」とあるのは「について」と読み替えるものとする。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な公共の安全の維持又は災害の発生の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	